

# 公印取扱規程

平成 10 年 1 月 4 日制定

平成 14 年 11 月 5 日施行

平成 20 年 10 月 27 日施行

平成 30 年 4 月 1 日施行

令和 6 年 7 月 6 日施行

## 第 1 章 総 則

### (目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本診療放射線技師会（以下、「本会」という。）の印（以下、「公印」という。）の制定、使用及び廃止など、公印に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義と区分)

第 2 条 この規程に定める公印とは、公益社団法人日本診療放射線技師会之印及び会長印等をいう。

### (公印の種類)

第 3 条 公印の種類は、次のとおりとする。

- (1) 公益社団法人日本診療放射線技師会長印（角印）
- (2) 公益社団法人日本診療放射線技師会之印（角印）
- (3) 日本診療放射線技師会長印（銀行印・角印）
- (4) 公益社団法人日本診療放射線技師会会長之印（法務局登記印・丸印）
- (5) 日本診療放射線技師学術大会大会長印（銀行印・角印）

2 前項に定める公印の印影を、デジタル画像として保存した画像データを「電子印影画像」と称する。

### (管理責任者等)

第 4 条 公印の管理責任者は、事務局長とする。管理責任者は公印の管理者を定めて、その管理を分担させることができる。

- 2 管理責任者及び管理者は、公印の保管及び使用について責任をもち、特定の目的以外の用途に使用してはならない。

## 第2章 公印の制定と作成

### (公印の制定と作成)

第5条 公印の制定及び改刻は、「伺書」をもって会長の決裁により行う。

- 2 公印の制定及び改刻に必要な記載事項は、次のとおりとする。

- (1) 公印制定及び改刻の理由
- (2) 名称
- (3) 形状、寸法
- (4) 用途

- 3 公印の制定申請者は、事務局長又は総務課長とする。

### (公印の登録と管理)

第6条 作成した公印は、様式第1の公印台帳に登録ののちに使用するものとする。

- 2 公印台帳への印影の登録及び公印台帳の管理は、管理責任者が行なう。

## 第3章 公印の使用

### (公印の使用)

第7条 公印の使用は、決裁文書を添えて公印責任者又は管理者に申し出るものとする。管理責任者又は管理者は、別に定める押印文書と照合し、押印すべき文書等に、明瞭且つ正確に押印するものとする。

- 2 管理責任者は、公印の押印について、やむを得ない理由があるときは、当該押印を求めたものに、これを補助させることができる。
- 3 大量の公文書等の発行等、その使用について妥当と認めた時は、電子印影画像のセキュリティーを解除し、使用することができる。

## 第4章 公印の保管と廃止

### (公印の保管)

第8条 公印の保管は、次のとおりとする。

- (1) 公印は、管理責任者の管理の下、公印箱に納め、厳重に保管しなければならない。
- (2) 電子印影画像については、管理責任者が厳重に保管するものとする。
- (3) 公印の管理責任者は、公印の盗難、紛失、破損その他の事故が生じた場合には、直ちに公印事故届を会長に提出しなければならない。
- (4) 公印事故届は、様式第3のとおりとする。

#### (公印の廃止)

第9条 新公印を交付する際は、旧公印を回収しなければならない。

- 2 管理責任者は廃止しようとする公印に公印廃止届を添えて会長に提出するものとする。
- 3 公印廃止届は、様式第2のとおりとする。

#### (公印改廃の処理)

第10条 改刻旧公印及び廃止公印の管理は、管理責任者が行う。

- 2 前項の公印のうち廃止公印は、10年保管の後、裁断又は焼却等の方法により廃棄することができる。

#### (改廃)

第11条 本規程の改廃は、理事会の議決によって行う。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成10年1月4日から施行する。
- 2 この規程は、平成14年11月5日から施行する。
- 3 この規程は、平成20年10月27日から施行する。
- 4 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 5 この規程は、令和6年7月6日から施行する。